

令和2年度 第1回白井市市民参加推進会議

日 時：令和2年9月17日（木）午後2時から
場 所：白井市東庁舎1階 101会議室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 市民参加推進会議委員の職務について [資料2]
5. 会長及び副会長の選出について [資料3]
6. 議 題
 - 1) 市民参加について
流通経済大学 法学部 加藤洋平 准教授より
 - 2) 白井市市民参加条例について [資料4・5]
 - 3) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について
[資料6]
7. その他
8. 閉 会

第6期 白井市市民参加推進会議委員名簿

(任期：令和2年8月28日～令和5年8月27日)

選出区分	氏名	備考
1 識見を有する者	加藤 洋平 かとう ようへい	流通経済大学 法学部 准教授
2 //	竹内 彩乃 たけうち あやの	東邦大学 理学部 生命圈環境科学科 講師
3 市内において市民活動を行う者	吉井 信行 よしい のぶゆき	白井国際交流協会
4 公募市民	小川 明 おがわ あきら	
5 //	花山 克博 はなやま かつひろ	
6 //	壽本 邦義 さきもと くによし	
7 //	野口 洋子 のぐち ようこ	
8 //	佐々木 直美 ささき なおみ	

市民参加推進会議委員の職務について

1. 市民参加推進会議の位置づけ

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置しています。



2. 委員構成等

委員構成については、会議においていろいろな角度（視点）から調査審議する必要があるため、下記の通り委員を構成しています。

◆識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。

他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待しています。

◆市内において市民活動を行う団体に属する者：3名以内

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待しています。

◆市民：5名以内

一般市民の視点からの意見を期待しています。

3. 委員の任期

1期3年 1回に限り再任が可能。

- ・同じ人が委員として委嘱されるより、多くの市民に参加していただくため。
- ・継続的な調査審議が必要な場合もあるため。

4. 職務

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

① 市民参加の実施状況に対する総合的評価

市民参加条例の対象事業となる行政活動が全ての評価の対象（第6条第1項）

第6条第1項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたなどを評価。

第6条第2項については、市民参加を行わなかったことが妥当であったかをチェックを行う。

※総合的評価とは、市民参加が行われているかどうかについて評価をするため、事業のあり方については評価しません。

② 市民参加の方法の研究及び改善

評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を市長が諮問した場合

③ この条例の見直しに関する事項

諮問した事項等を市民参加推進会議が調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合

④ 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

市が市民参加手続を行った上での問題や課題など

◆その他市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることが出来ます。

市長の諮問事項以外に、調査審議する中で気付いた点などの市民参加の推進に係る事項について市長に意見を述べることができる。

5. (参考) 平成30年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧

◆総合的評価に関すること (市民参加条例第25条第2項第1号)

終了評価 (平成30年度中に事業が終わったもの) 3事業

中間評価 (平成30年度以降も事業が継続するもの) 4事業

	事業名	担当課	評価	
1	自殺対策計画の策定	健康課	○	64点/ 90点
2	水道料金改定について	上下水道課	△	30点/ 40点
3	白井市商業施設等誘致促進条例の制定	産業振興課	△	35点/ 65点
4	白井市情報提供計画策定【中間評価】	総務課	コメント評価	
5	第5次総合計画後期基本計画策定【中間評価】	企画政策課	コメント評価	
6	西白井地区コミュニティ施設整備事業【中間評価】	市民活動支援課	コメント評価	
7	第2期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業【中間評価】	子育て支援課	コメント評価	

資料 3

○白井市市民参加推進会議規則

平成 16 年 10 月 22 日

規則第 24 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日 規則第 11 号

平成 30 年 3 月 27 日 規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白井市市民参加条例（平成 16 年条例第 15 号）第 25 条第 8 項の規定により、白井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出、意見の聴取等)

第 4 条 推進会議は、必要があると認めるときは、市長に資料の提出を求め、又は関係者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、市民活動支援担当課において処理する。

(一部改正〔平成 23 年規則 11 号・30 年 10 号〕)

附 則

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年規則第11号）抄

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第10号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。